

災害時等における国土交通本省の防災体制の改正について

1. 概 要

令和 7 年 12 月に発生した青森県東方沖を震源とする地震に伴い、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたことを受け、国土交通本省は防災体制に入り、必要な職員を参集させ、準備行動をとった。この経験を踏まえ、災害時等における国土交通本省の防災体制について、所要の改正を行うもの。

2. 変更点

「災害時等における国土交通本省の防災体制について」の本省防災体制に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時における警戒体制を追加

【追加内容】

区 分	体 制	目 安
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	警 戒	・気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表した場合